

国立大学法人岩手大学内部監査規則

平成25年6月20日 制定

平成28年4月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）における内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 監査は、本学における業務及び会計の状況について、適法性及び合理性の観点から公正かつ客観的な立場で調査・検証を行い、その結果に基づき、業務運営の効率化と会計処理の適正化を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、本学の業務全般とする。ただし、教員が行う教育研究の個々の内容については、対象としないものとする。

(監査の種類)

第4条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 定期監査は、監査室長が事業年度毎に監査計画を策定し、あらかじめ学長の承認を得た上で実施する。
- 3 臨時監査は、学長が必要と認めた場合に実施する。

(監査の方法)

第5条 監査の方法は、実地監査及び書類監査とする。

(監査担当者)

第6条 監査担当者は、監査室の職員をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査室長が監査の遂行上、特に必要と認めるときは、学長の承認を得て、監査担当者を指名することができる。

(監査担当者の権限)

第7条 監査担当者は、職員に対し関係資料の提出、事実の説明、その他必要事項の報告等を求めることができる。

(監査担当者の遵守事項)

第8条 監査担当者は、監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 監査担当者は、事実に基づき公正の立場で監査を実施すること。
- 二 監査担当者は、職務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- 三 監査担当者は、いかなる場合においても、監査を受ける者に対し、業務の処理方法について直接指揮命令を行わないこと。ただし、軽微な事項については、改善指導又は助言を行うことができる。

(監事及び会計監査人との連携)

第9条 監査室は、監事及び会計監査人と相互に情報交換を行うなど、連携協力し、監査を効率的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、監査に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月20日から施行する。
- 2 「岩手大学監査室設置要項（平成16年4月1日制定）」は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。